

○国立大学法人埼玉大学教育機構教員養成支援センター 規程

〔令和4年3月17日〕
規則第32号

改正 令和4.3.28 3規則69 令和6.2.15 5規則48
令和7.3.27 6規則49

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学教育機構規程第4条第2項の規定に基づき、教育機構教員養成支援センター（以下「教員養成支援センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教員養成支援センターは、本学における教員養成教育の質の向上を図り、地域の教育機関等との連携を踏まえ、多様な教育ニーズに的確に対応した教職人材を育成し、地域社会に貢献できる教員の養成に資することを目的とする。

(業務)

第3条 教員養成支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 全学における教育実習の運営及び指導に関すること。
- (2) 全学における介護等体験の運営及び指導に関すること。
- (3) 全学における教員養成カリキュラムの検討に関すること。
- (4) 全学における教員養成支援に関すること。
- (5) 全学における教職課程及び教員養成支援に関する自己点検・評価及び改善に関すること。
- (6) その他教員養成支援センターの目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 教員養成支援センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼任教員
- (4) 教職指導員
- (5) 事務職員
- (6) その他学長が必要と認めた教職員

(センター長)

第5条 センター長は、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教授のうちから、教育学部長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、兼任教員のうちからセンター長が指名する教員をもって充て、学長が委嘱する。

2 副センター長は、センター長の職務を補佐するとともに、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、副センター長に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第7条 兼任教員は、教養学部の教育担当を命ぜられた教員、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教員、理学部の教育担当を命ぜられた教員及び工学部の教育担当を命ぜられた教員各1人をもって充て、当該学部の長の推薦に基づき、学長が委嘱する。ただし、学長が必要と認めるときは、教育学部の教育・研究担当を命ぜられた教員に限り、若干人とすることができる。

2 兼任教員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(教員養成支援センター会議)

第8条 教員養成支援センターに、第3条に規定する事項のうち、重要な事項を審議するため、埼玉大学教育機構教員養成支援センター会議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議は、第4条第1項各号に掲げる者をもって組織する。

3 センター会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

4 センター会議が必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(各種委員会)

第9条 センター会議の下に、第3条第1号から第4号に規定する業務を実施するため、次の委員会を置く。

- (1) 全学教育実習委員会
- (2) 全学介護等体験実施委員会
- (3) 全学カリキュラム検討委員会
- (4) 全学教職支援委員会

2 前項各号に定める委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第 10 条 教員養成支援センターに関する事務は、各学部等の協力を得て、学務部全学教育課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 . 3.28 3 規則 69)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 . 2.15 5 規則 48)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 . 3.27 6 規則 49)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。